

令和2年度（2020年度）

第1回伊丹市空家等対策協議会会議録（要約）

開催日時	令和2年（2020年） 8月25日（火）14時30分～16時30分
開催場所	市議会棟3階第2委員会室
議事 及び 議決事項	伊丹市空家等対策計画（第2次）の策定について ・過去4年間の空家等対策について ・特定空家等の認定等について（非公開部分）
傍聴人	1名

会議出席者

副市長 行澤 睦雄	事務局
委員 岡 絵理子（会長）	都市整備室長 木村 哲也
〃 岩本 昌樹	建築指導課長 北野 啓二
〃 岡本 英子	生活環境課長 豊住 昭
〃 荻埜 敬大	環境クリーンセンター
〃 三坂 友章	減量推進課長 小松 信一
〃 池田 勝昌	建築指導課主査 江崎 幸子
〃 竹内 彰	建築指導課主任 森田 浩史
〃 横山 一也	建築指導課 本條 裕起
〃 大西 俊己	建築指導課 胡本 博識



事務局	<p>定刻となりましたので、ただいまから令和 2 年度第 1 回伊丹市空家等対策協議会を始めさせていただきますと思います。</p> <p>&lt;副市長挨拶&gt;</p> <p>&lt;委員紹介&gt;</p> <p>&lt;協議会の成立&gt;</p> <p>※委員 10 名中 9 名出席</p> <p>※伊丹市空家等対策協議会の運営に関する規定第 2 条第 2 項</p> <p>&lt;所掌事務の説明&gt;</p> <p>※伊丹市空家等対策協議会条例第 2 条</p>
会長	<p>それでは令和 2 年度第 2 回伊丹市空家等対策協議会を始めます。</p> <p>本日の会議録署名委員につきましては、池田委員と横山委員、このお二人にお願いしたいと思います。</p> <p>また、第 5 条に、「会議録」は、「議事の要旨を記載する」こととなっておりますので、要点筆記とさせていただきます。</p> <p>本日の会議ですが、伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針第 3 条第 1 項により、審議会等の会議は、原則公開することとなっておりますが、本日の案件の中には、個人情報を取り扱う部分がありますことから、伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針第 3 条第 2 項により、その部分を除き公開したいと思いますですがよろしいでしょうか。</p> <p>&lt;異議なし&gt;</p> <p>また、傍聴の方には、非公開部分になりましたら、退室いただくことをご了承していただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、伊丹市よりこの協議会に対する諮問をお受けしたいと思います。よろしく申し上げます。</p>
副市長	<p>&lt;諮問書読み上げ&gt;</p>
会長	<p>ただいま伊丹市よりお受けいたしました諮問書に基づきまして、委員の皆様には審議をお願いします。</p> <p>それでは、諮問に入ります。「伊丹市空家等対策計画（第 2 次）」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今年度のスケジュールについて、ご説明いたします。</p> <p>先ほど説明した通り、来年 4 月に向けて次期計画を策定していくにあたり、伊丹市空家等対策協議会で審議していただくこととなります。</p> <p>本日を含めまして計 3 回の開催を予定しております。</p> <p>本日の会議では、この後、過去 4 年間の本市における空家等対策の取り</p>

	<p>まとめについて報告させていただきますので、今後の計画策定に向けて、現計画の課題等を議論いただけたらと思います。</p> <p>10月に開催予定の会議では、頂いたご意見の反映を踏まえた伊丹市空家等対策計画（第2次）（案）について審議をして頂く予定にしております。</p> <p>11月に開催予定の会議では、それまでの会議で頂いたご意見の反映を踏まえた伊丹市空家等対策計画（第2次）（案）について最終の審議をして頂きます。またその後、最終的な意見を答申していただきます。その結果を基に令和3年1月頃にパブリックコメントを実施し、市民の意見を聞いたうえで、計画が策定されます。</p> <p>令和3年度からは新たな「伊丹市空家等対策計画」に基づいて、空家等対策を実施していくこととなります。</p>
会長	<p>ここまでの説明で、ご意見、ご質問はございますでしょうか。</p> <p>パブリックコメントで頂きました市民の意見はここで協議する事は無いのでしょうか。</p>
事務局	<p>計画の根幹に関わるような内容であれば速やかに日程調整を行い、協議会の場で協議して頂こうと考えていますが、根幹に関わるような内容でなければ事務局で責任を持って意見を反映させて頂いて計画を策定させて頂こうと思っております。</p>
会長	<p>わかりました。</p> <p>今日の協議会と第2回の協議会でしっかりと意見を出して頂いて、第3回と答申の間で、2~3週間しかないので、特に第2回が重要になると思います。第1回と第2回の時にしっかりと意見を出して頂いて、第3回の時に決定するという形で進められたらと思います。</p> <p>他にございますでしょうか。</p>
委員	<p>今の話で、根幹に関わる部分とおっしゃりましたが、根幹に関わるか否かの判断基準はございますでしょうか。</p>
事務局	<p>決めておりません。</p>
委員	<p>根幹に関わるかどうかは、人の評価によって変わる部分なので、できれば会長、副会長には見て頂いた上で、その上で、改訂するか否かについて協議して頂ければと思います。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。今のご意見についてはいかがですか。</p>
事務局	<p>宜しければそのようにさせて下さい。</p>
会長	<p>もし何かあればご連絡下さい。宜しくお願いします。</p>
委員	<p>委員というより、事務局としての立場でまずご説明を申し上げます。</p> <p>市民のパブリックコメントの取り方でございますけれども、審議会が責任をもって行う場合、当局が責任を持って行う場合の2つの方法がございます。今回の場合、当局が責任を持ってパブコメを行うこととなります。</p>

	<p>本協議会には市民の代表の方も委員に入っておりますので、協議会でパブリックコメントを行うという事ではなく、市民の公募によってご代表頂いた方のご意見を入れて、審議会で答申を作って頂いて、市長に対して答申して頂き、その答申をどのような形で行政計画として反映して策定していくかは、当局の判断となります。パブコメによって、いわゆるサイレントマジョリティの方も含めまして、広く市民の意見を頂き、その頂いた意見を加えるかは当局が判断し、最終的に行政計画として策定していくこととなります。</p> <p>総合計画のような大きなものとなりますと、議会の議決、同意を頂くということになりますけれども、一般の執行計画でございますこのような空家等対策計画に関しましては、市長の裁量権の中で策定させて頂いて、私共の方で判断させて頂いて、ただ、このような形で委員の皆様から貴重な意見を頂いているのに勝手に当局が判断して修正するのではなくて、当然会長さんでありますとか、こういった審議会委員の方にもご相談させて頂いて、連携を図って最終的には行政計画を策定してまいりたいということでございますことをご理解ください。当局の発言になりましたけれども宜しくお願い致します。</p> <p>わかりました。今日諮問を受けまして、それに対して12月の初旬に答えを出すというところで、そこで私たちの責任は終わってしまいますので、そこまでで頑張っってやっていきたいと思えます。後は運用についてはお任せするという形で、いきたいと思えます。万一、大変なことがありましたらまたその時に考えるということで、基本的には答申の段階で終わるということをご理解下さい。</p> <p>他、よろしいでしょうか。</p> <p>&lt;意見なし&gt;</p> <p>それでは、「過去4年間の空家等対策について」、事務局より説明をお願いします。</p> <p>また、過去4年間の空家等対策を通じて、伊丹市として今後の取り組みなどについて併せて説明をお願いします。</p> <p>伊丹市の空き家率は、平成25年が13.1%、平成30年が10.5%であり、減少しています。平成10年度以降で見ると、全国的に空き家率は増加していますが、伊丹市の空き家率については増減しています。住宅土地統計調査は抽出調査のため、データにばらつきがあるものの、概ね10%を少し超える程度の水準で、伊丹市の空き家率は推移していると考えています。</p> <p>伊丹市では平成26年度に伊丹市シルバー人材センターに委託し、「空き家実態調査」として現地調査を行っています。3階建以上の鉄筋コンクリ</p>
会長	
委員 会長	
事務局	

ート造のマンションは除いています。結果 1421 戸の空き家を把握し、その内近隣に影響を及ぼす等の「課題家屋等」を 83 戸（61 件）把握し、その課題家屋等についてその後経過観察を行い、居住者がいたもの、除却等されたもの、平成 28 年度以降に通報等があったものを除き、現在 13 戸（10 件）あります。

平成 28 年度以降、建物に関する通報案件等の合計は 101 件です。その内、解決件数は 75 件、未解決件数は 26 件です。また、平成 30 年度が 39 件と最も多く、台風の影響による通報が多くありました。全て解決とはなっていませんが、所有者等に文書の送付や訪問、電話等により、根気強く働きかけを行った結果、一定の成果が得られたものと思っています。

平成 28 年度以降、草木に関する通報案件の合計は 155 件です。その内、解決件数は 150 件、未解決件数は 5 件。

伊丹市が認定した特定空家等の件数の合計は 19 件です。その内、解決件数は 11 件、未解決件数は 8 件です。未解決の要因としては、所有者が不明であったり、相続でトラブルとなっているなど様々ですが、粘り強く対策を行っていきたいと思います。

特定空家等の認定の区分は、認定している 19 件全て「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」ということで認定しています。また内 1 件については草木の繁茂によって近隣に影響を与えていたことから「その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」ということでも認定しています。

通報案件等の管理不全の要因は、屋根等の破損に関するものが最も多く、次いで外壁等の破損に関するものが多くありました。

通報案件等 101 件の内、長屋は 17 件ありました。長屋については、全ての住戸が空き家であるものは空家法の対象になります。長屋の一部に居住者がいるものは空家法の対象外となります。空家法対象外の長屋については、戸籍であったり納税通知書の送付先であったり、空家法で調べる事ができる情報は使えませんが、登記であったり近隣へのヒアリングなどによって所有者を特定して対策を行っているところです。解決したもので空家法対象のものが 3 件、空家法対象外が 8 件、未解決のもので空家法対象のものが 3 件、空家法対象外が 3 件ありました。

特定空家等の解決率は、全国においては 32%、伊丹市においては 58% です。特定空家等の解決・未解決の要因を把握するために「指導内容及び改善状況」、「所有者等の状況」、「敷地の状況」について分析をしました。

解決した 11 件の内、除却を指導したものは 4 件、修繕を指導したものは 7 件です。「除却助成」を使ったものが 6 件、使わなかったものが 2 件、修繕したものが 3 件です。修繕を指導された建物であっても、活用が難し

い等の利用により除却に至ることが多くあります。また、未解決 8 件に除却を指導したものが 2 件、修繕を指導したものが 6 件残っています。

続いて、所有者の状況を分析しました。未登記の物件は解決、未解決共に 1 件ずつでした。登記されている所有者が存命の物件は解決で 5 件、未解決で 3 件、死亡されている物件が解決で 5 件、未解決で 4 件でした。この分析から、解決・未解決の要因は顕著に現れませんでした。

次に、接道の状況について分析を行いました。解決した 11 件の内、接道があるものが 8 件、無接道のもものが 3 件、未解決については接道があるものが 6 件、無接道は 2 件でした。解決、未解決で大きな差は見られませんでした。伊丹市全域では年間 700 件程度建物を建てるという申請があるなかで、接道がないということで許可をしている物件が 15 件程度ですので、無接道の割合は 2%強となっています。特定空家等の無接道の割合が 25%程度ですので、無接道の割合が少し大きいと考えられます。

続いて、敷地の状況、規模について分析しました。解決 11 件の内 100 m<sup>2</sup>未満の敷地は 8 件、未解決 8 件の内 100 m<sup>2</sup>未満の敷地は 5 件でした。解決・未解決共に、100 m<sup>2</sup>未満の比較的小さな敷地の建物が特定空家等に認定されていることがわかります。

続いて、フォーラム等の開催状況について報告します。平成 27 年度からフォーラムやセミナーを開催しております。フォーラムは 50 人から 100 人程度入る会場で開催しております。セミナーは 20~30 人程度の会場で開催しております。セミナーやフォーラムで啓発はしておりますが、参加人数は十数人という現状です。

続きまして、配布物について説明します。納税用通知書の発送用の封筒部分に啓発文を記載しております。また、封筒の中に資産税課が税の説明しているチラシがあり、空家等の総合窓口の説明を載せております。また、啓発パンフレットを作成し、窓口で配布したり、空家等の所有者に送付するなどして啓発しております。

続いて、課題等について説明いたします。これまでの空家等対策における、実務上の課題を 3 点ほど挙げております。

まず「課題 1 所有者等の連絡先等が不明」であり、その対策としては、ご近所づきあいの構築の啓発や、関係部署、関係団体との連携等を模索していく必要があると考えます。実際に、通報があった現場でご近所の方にヒアリングをしたら、ご近所の方に連絡先を伝えている人がいて、対応がスムーズになった事例がありますので、日ごろから空家等になる前からご近所づきあいを密にしておくことが、安全な街に住まうこととなりますので、そういった啓発をしていきたいと考えています。

次に「課題 2 所有者等に資産保有、管理責任の自覚が不足している。」

	<p>であり、対策としては、危険性、責任の啓発等を行っていくことと考えます。空家等の所有者が判明しても、お手紙を送っても反応がもらえなかったり、電話をしても着信拒否をされてしまうということがありますので、自分で財産を保有することは、きちんと管理する責任を負っているんだということを啓発する必要があると考えています。納税通知書であったり、セミナー等で啓発していきたいと考えております。</p> <p>最後に「課題3 建物の将来的な管理、活用方法等の整理不足。」であり、対策としては、空家等になる前の事前の準備、所有者等の意識改革等を行うことで、神奈川県が全国に先駆けて、建物に特化したエンディングノートを作成しております。空家等になってからでは、なかなか対応が難しい場合もあるため、空家等になる前から、家族間で自分たちが所有している建物の将来を考えるきっかけにもらうため、エンディングノートを作成し、セミナー等で啓発していきたいと考えております。</p> <p>伊丹市でもエンディングノートを、家族間で話し合うきっかけづくりとして、作成にかかっております。コロナ禍になる前は、20～30人集めた講座でエンディングノートの書き方等の説明をしたかったのですが、人を集めることが難しくなっており、啓発の仕方は考えていく必要がありますが、我々が伝えたいことを盛り込んでおります。「終活」や「エンディングノート」は響きがさみしいので、もう少し明るい雰囲気になるような名称を工夫しております。また時間がたつて薄れていく愛着をとり戻すことができるように、お家の名前を付ける欄を設けております。内容としては、「1. あなた自身のこと」「2. 家族・親戚等の連絡先」「3. 私の家系図」「4. お住まいのお家について」「5. お家の将来について」「6. 空き家になったらどんな注意が必要か」「7. ご近所や自治会との関係づくりについて」です。このような形で啓発等を行っていききたいと考えております。</p>
会長	ここまで説明で、ご意見、ご質問はございますでしょうか。
委員	セミナー等でアンケートをとられていると思いますが、今後の空家等対策に関して参考になるようなことはありましたか。
事務局	今アンケートが手元にありませんので、後ほどご回答させていただきます。
委員	せっかくとったアンケートですので次回の会議の時に参考になればと思います。
会長	セミナー等の参加者数はどれくらいの想定をされていたのでしょうか。
事務局	想定というより会場のキャパシティとしては、フォーラムで50人から100人、セミナーについては20人から30人が入る会場で開催しております。
委員	先ほどの説明で、空き家予備軍について触れていませんが、単身世帯の



事務局	<p>方が施設に入られたり、お亡くなりになられたりする中で、そういった方に今後空家等にならないように対策していくかが重要なことだと思いますので、計画の中に盛り込む必要があると思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>計画に入れる入れないも含め高齢者の単身世帯をターゲットにした対策を検討していく必要があると考えています。空家等の所有者に対して啓発を行ってきたのが、この4年間でした。空家等になる前の所有者に対して、力を入れて啓発を行っていくことが有効という思いを持っているのは事実です。先ほど説明したエンディングノートやその他の手段を用いて、空家等になる前から所有者へ意識啓発することは重要性があると思っています。</p>
委員	<p>通報案件等に関して、市民の協力のおかげで解決した案件もあると思いますが、そういったものの集計はできますか。</p>
事務局	<p>記録にしておらず、数字をお示しできないのが現状でございます。</p>
委員	<p>他の市町では、特定空家等ではなく「準特定空家」というかたちで、特定空家等に準ずるものとして条例上認定して、その条例を根拠に対応を行う市町があるようで、これから計画の策定の中で、そういった条例の策定等もにらんでいく必要があるのかどうかの視点で質問させていただきました。もし、そういった観点で対応できる方がいいという事であれば、今後計画に盛り込むことも一つの手かと思しますので、もう少し詳しい状況が出てくるようであれば、ピックアップしていただけると嬉しいです。</p>
委員	<p>今回の空家等対策計画について「内部動産」のことについて書かれていないと思います。空き家にとって内部動産は、切って切れないものであり、内部動産が片付かないことにより、空家等対策が進まないことがあります。内部動産がきれいになれば、売却も貸すのもしやすくなりますし、内部動産があることによる空き巣被害も多いです。また、そこを経由して隣に空き巣に入るという事があるので、計画に盛り込めるかどうかは分かりませんが、知識として持っていていただく方がいいかと思います。</p>
会長	<p>中にめぼしいものが残っている状況で空き家になっている場合のお話ですね。</p>
委員	<p>独居老人がなくなったときに、貴金属を目的とした空き巣被害が起きることがあります。</p>
会長	<p>伊丹市の実態についてご存じでしたら、空き家に空き巣が入ったという事件は多いのでしょうか。</p>
委員	<p>空き巣の定義が空き家の定義と合致するかわかりませんが、施設に入られて空き家になったり、長期間の入院で空き家状態になっているものなどを対象とした空き巣に関しては、平成31年中は県下では約300件弱、伊丹に関しては、昨年発生はないです。令和2年7月末では、県下で約60</p>

会長	<p>件、伊丹では発生はないです。</p> <p>近所の方をお願いして、といったやり方はありますが、空き家であるという事や居ないということを周りの家に言うのは怖いところですが、もし何かあったとき、例えば玄関のかぎが壊されているという事があれば、私はよく旅行しますので、旅行先に連絡して欲しいということは近所に言いますが、なかなか難しい方はいると思います。意外と伊丹市ではないということですが、これから何がどうなるかわかりませんので、対策はしていかないといけないと思います。</p>
委員	<p>予防対策としては、不動産会社の「不動産売却中」や「管理地」という看板があるだけで、件数は減ると聞いています。県内ではあまり報告がないということですが、遠方に家族の方が住んでいて、どうなっているかわからないから、警察に報告されていないだけであって、実際にはかなりの確率であるのが実態みたいですね。</p>
会長	<p>人の入った気配はあるけども、何をとられたかわからないということですね。そういうのは本当は通報してほしいですね。</p>
委員	<p>実際にそういうのはあります。締めてた玄関が割られて鍵が開いていた、であったり、中に土足の跡があったり、進入形跡はあるが何が盗られたかわからないといったものです。</p>
委員	<p>しかもいつ盗られたかわからない。</p>
会長	<p>空家等対策は多岐にわたるということで、難しいということですね。</p> <p>先ほどのアンケートの件をご報告お願いします。</p>
事務局	<p>簡単にご説明いたします。「空き家について今後聞きたい情報は何ですか」というアンケートにつきましては、「相談窓口について」と答えられている方が3名、「空き家の解体について」は3名、「空き家の維持（管理・修繕）について」が7名、「空き家の活用（売買・賃貸）について」が10名、「相続について」が3名、「遺品整理・不用品処分について」が6名、「空き家の耐震性について」が3名、「その他」2名となっております。次回、実際のアンケートをお配りして、どのような結果になったのか示したいと思います。</p>
会長	<p>相談されて、解決したということはありませんか。</p>
事務局	<p>連絡を取り続けているわけではないためわかりません。</p>
会長	<p>後追いはされておらず、どこに相談に行けばいいですよという程度でしょうか。</p>
事務局	<p>NPO 法人「兵庫空き家相談センター」と連携してフォーラムやセミナーを開催しております。行政は最初に相談に入りますが、活用であったり売買であったりは専門の方に相談していかないと解決しませんので、兵庫空き家相談センターを紹介させていただいております。</p>

<p>会長</p>	<p>伊丹市は規制行政の役割であり、法律に基づいて動きますので、NPO 法人や各種団体といった方たちとの連携は必要不可欠と考えておりまして、現計画にもそういった記載はありますが、引き続きいろんな連携手法を確立していかないといけないと思っております。</p> <p>エンディングノート（ライフプランノート）はおもしろいなと思って、私自身もやってみようと思いました。シチュエーションとしては、子供たちが所有者を囲んで「おばあちゃんこれどうなの」と聞く場合もあれば、「自分の体のことが心配で、どこに剪定頼んでいるかなどを一人暮らしだからどこかに書いておかないか」というような場合など、このように書き残すことはいいなと思います。</p> <p>市民全体に対して一斉にやりませんかというよりも、同じ時期に開発された住宅地の町会のイベントみたいな形で、町会の中で案内すれば、その時に隣近所も集まって顔を見れるので、お隣さんにも言っておいた方がいいですよと言った話もできると思います。どここの住宅地に説明に行きますと、自治会館の様な所で、エリアの人に向かってやると、同じような家を持って同じ時期に入ってきた方々が、同じ悩みを抱えているかもしれないし、町内もみなさんよくご存じの方同士だったりするので、ゲーム感覚で楽しんでもらえるかもしれません。セミナーに市全体で呼びかけてもなかなか来てもらえない事もありますので、もう少し小さなエリアで呼びかけた方が、きっと参加者が増えるのではないかと思います。</p> <p>他に何かございますでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>ライフプランノート（エンディングノート）について、質問と意見を述べます。</p> <p>まず1つ目、これは神奈川県のものを元にされたと思いますが、神奈川県のもよりシンプルでいいかなと思いますが、神奈川県の方でノートを作成されて実際使われているという事で、問い合わせをして問題点等を聞き取りしたりされていますか。折角先進事例があり、それを使うにあたってはそれをブラッシュアップしたもの、特に伊丹市にコミットしたものができると嬉しいので、是非聞き取りしてくれると嬉しいです。</p> <p>もう一つ、このライフプランノート（エンディングノート）ですけど、空家等対策計画の現状の中で、こういった位置づけで作ることになるのかという事をお聞かせいただけたらと思います。多分本市での空家等対策計画の中では、こういったものに重点を置いて対策を講じていくんだという事を述べていたと思いますが、その重点項目のどの部分について、ライフプランノート（エンディングノート）を位置づけするのかをお聞かせ願いたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>空家等計画の方では、対象としては前回の計画では主語が無かったので</p>

委員	<p>すが、空家等所有者を前提に文章構成をされています。対象建築物に対しては、住宅全般という事で、ただ、工場等もありますので、主という表現で、全ての建物を対象とするようにしていました。ただ、それで今回具体的に、空家等になる前の所有者をしっかりと押さえていかないといけないと考えており、その点課題と考えておりますので、ご議論頂けたらと思います。</p> <p>ありがとうございます。今後、計画を作るにあたって、空き家の問題については予防的観点の問題もあれば、流通に乗せるための権利関係処理の問題、売買や賃貸等の流通に乗せるための問題、除却の問題、いくつかのポイントがあり、市で対策を作るにあたって、この部分に重点を置きましようとする所がちらほらあるようです。新しい計画の変更の段階で、本市としてどの部分でポイントを置くという計画にするのか、それにより、このライフプランノート（エンディングノート）の中身も変わってくるのかなと思いましたが、そのあたりも質問しました。今後ブラッシュアップするためには、その点も少し取り上げていけたらと思います。</p> <p>あと二つ、意見だけですけれども、ライフプランノート（エンディングノート）3ページ目、お住まいのお家についての所です。情報を載せる時に登記事項証明書をつけるのはよくある事ですが、取りに行くのが面倒ですよね。市民の方が手にする機会が多いのは固定資産税の納税通知書だと思います。納税通知書と登記事項証明書に記載の情報は差無いので、納税通知書レベルでもいいのかなと思います。ですので、取り寄せた書類の項目に、固定資産税納税通知書の欄も設けると、より一層使いやすくなると思います。</p> <p>もう一つは、4 ページ目のお住まいのお家について、ご自身とお家の思い出・エピソードを書いていく欄になっているかと思いますが、思い出を裏付ける資料をどこに置いてあるのかを書くと、より良いのかなと思います。折角の思い出を書き記していくだけではなく、思い出の物がどこにあるのかという観点は、作る側も楽しいし、振り返る側も楽しい。実務的な観点で行くと、不動産の価値がどの位置でどの辺りの価値だったのか、例えば購入した時の価格がわかるような資料がどこにあるのかという風なものがあれば、税金の関係で処理する時に便利になる事もあるかと思しますので、そのような項目も作って頂けるといいのかなと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>今の4ページの所は楽しいものも必要と思いますが、実際の増改築した時の情報、いつ、どこの業者に頼んで増改築したという情報も大事になってきます。特にどこの業者に依頼したかが大事になってくるかと思しますので、その辺の事も入れればと思います。納税通知書の件はその通りと思</p>

<p>委員</p> <p>会長</p> <p>委員</p> <p>会長</p> <p>委員</p> <p>会長</p>	<p>います。</p> <p>既に次期計画の話に少しずつ入っていますが、今回この後、19件の特定空家等を紹介をしていただく事になっていますが、今お気づきの点で少しでも次期計画の策定に当たって、盛り込みたい内容、対応がありましたら、ご意見出して頂けたら有り難いですがいかがですか。</p> <p>空家等とか、特定空家等もそうですが、建物自体が登記されていないというケースが結構多くて、盛り込めるかどうかはわかりませんが、建物自体が登記されていない、相続放棄じゃなくて登記されていないものが結構あります。そういった事も盛り込める事ができたなら盛り込んで頂きたいと思います。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>他何かございますか。無ければ先に空家等の具体的な事例の説明をして頂いて、その後にも何かあれば発言して頂く事でよろしいでしょうか。</p> <p>はい。</p> <p>その前に、今回、次期計画を策定していく必要がありますが、その中で私達の方から案を出せばいいのですが、事務的な作業を含めて案を作るのも大変なので、事務局の方に案を作って頂こうと思いますが、それに対して皆さんご意見ありますでしょうか。</p> <p>&lt;意見なし&gt;</p> <p>それでは、事務局の方で案を作って頂くと考えていますので、宜しくお願いします。先に空家等の事例を紹介して頂いて、それを見た感想を含めて後から少し意見を頂けたらと思いますので、そのような時間も含むので、ご説明をお願いします。</p>
	<p>(非公開)</p>
<p>会長</p> <p>事務局</p>	<p>それでは司会を事務局にお返しします。</p> <p>本日は、長時間、ご審議いただきましてありがとうございました。</p> <p>会議録の署名につきましては、後日改めて事務局より連絡させていただきます。</p> <p>最後に第2回の協議会スケジュールについて確認させていただきます。</p> <p>第2回の開催予定日は、既に委員の皆様にお伝えしているところですが、都合がつかない状況が発生しましたので、改めて日程調整させていただくことご理解願います。</p> <p>候補日は①10月13日(火) ②10月20日(火) ③他21日、22日で、開催時間はいずれも、本日より14時30分からを検討しています。調整し、またご報告させていただきます。</p>

	<p>秘密会での資料につきましては、置いて帰って頂いても結構ですし、持ち帰って頂いても結構ですが、取扱いにはご注意願います。</p> <p>以上で本日の会議を終わらせていただきます。長時間お疲れ様でした。</p>
	<p>署名人 伊丹市空家等対策協議会委員</p> <p>委員 池田 勝昌</p> <p>委員 横山 一也</p>